

大規模災害時における応急対策の応援に関する協定

平成21年1月

福島県土木部
社団法人 福島県電設業協会

大規模災害時における応急対策の応援に関する協定

福島県土木部長（以下「甲」という。）と社団法人福島県電設業協会会長（以下「乙」という。）は、災害時に社会貢献活動の一環として乙が実施する、応急対策の応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、台風、大雨等の異常な天然現象により大規模な災害が発生し、県有建築物及び甲が管理する公共土木施設（以下「施設等」という。）が被災、又は被災するおそれがある場合、乙が実施する災害時の応援に関し、必要な事項を定め、もって迅速な被害の拡大防止を図ることを目的とする。

（応援の依頼）

第2条 甲は、大規模な災害の発生により施設等が被災し、被災箇所が広範囲に及ぶ等、通常の維持管理業務の範囲で対応することが困難となり、施設等の応援が必要と判断したときは、乙に対し、応援を依頼することができるものとする。ただし、緊急の場合は、甲の代理者として福島県各建設事務所長が乙の代理者として各支部長に応援を依頼することができるものとする。

2 甲が乙に応援を依頼するときは、様式1によるものとする。ただし、緊急の場合は、甲より口頭で依頼し、後日様式1を提出するものとする。

（応援の内容）

第3条 乙は、甲からの依頼を受けたときは、速やかに施設等の応援を実施するものとする。

2 応援の範囲は、電気・通信設備の被害状況把握と応急復旧とし、箇所及び内容は甲乙協議するものとする。

3 乙は、応援が完了したときは、様式2及び様式3を速やかに甲に提出するものとする。

4 甲は、本協定に基づく乙の応援が無償による社会貢献活動であることを理解し、応援の内容が過度にならぬよう十分配慮するものとする。

5 応援の期間は、災害発生し応援依頼したときから3日程度とする。

（応援の実施体制）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援の連絡系統等の実施体制を定めるものとする。

2 前項の規定による実施体制に変更が生じた場合には、甲及び乙は、速やかに相互に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援の実施に関する経費は、原則として乙が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 応援の実施に伴い、甲、乙双方の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置について、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づいて応援に従事した者が、作業中において負傷、罹患、又は死亡した場合の補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(事務局)

第8条 本協定の施行に関し、甲は福島県土木部営繕課に、乙は社団法人福島県電設業協会本部にそれぞれ事務局を置く。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議のうえ定める。

(雑則)

第10条 本協定は、平成21年1月28日から平成21年3月31日までの期間とする。

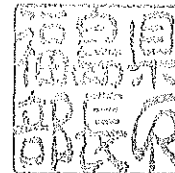
2 甲又は乙より期間満了の1か月前までに別段の意思表示がない限り、本協定は、1年間同一条件で更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年1月28日

甲 福島県土木部長

秋元正國



乙 社団法人 福島県電設業協会会長

大槻賢彌

